

美里町学校給食費に関する条例施行規則（案）

美里町学校給食費に関する条例施行規則（平成２７年美里町教育委員会規則第１０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この規則は、美里町学校給食費に関する条例（平成２７年美里町条例第３４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校給食の申込み）

第２条 学校給食（以下「給食」という。）の提供を受けようとする条例第２条第１項に規定する児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の条例第３条第１項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、学校給食申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

（給食の提供の決定）

第３条 町長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、学校給食決定通知書（様式第２号）により審査の結果を保護者等に通知するものとする。

２ 保護者等は、前条の学校給食申込書の内容に変更が生じたときは、学校給食変更届出書（様式第３号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

（保護者に準ずる者）

第４条 条例第３条第１項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

（１） 未成年後見人その他の者で児童生徒等を現に監護するもの

（２） その他保護者に準ずる者として町長が認めたもの

（給食費の額）

第５条 条例第３条第２項に規定する給食費の額（以下「給食費の額」という。）は、次の各号に掲げる月の区分に従い当該各号に定める額とする。

（１） ４月（その年度の最初の給食提供日が５月以降の日となるときは、最初の給食提供日の属する月）から翌年２月までの各月 別表第１に掲げる金額

（２） 翌年３月 別表第２に掲げる１食当たりの単価（以下「単価」という。）に、当該年度において給食を提供した回数に乗じて得た額（以下「年間の給食費の額」という。）から、前項に掲げる各月の給食費の額の合計額（以下「各月の給食費の額の合計額」という。）を控除した金額

（給食費の納期限等）

第６条 保護者等は、前条第１号で定める額を各月の月の末日（１２月にあつては、２５日）までに納付しなければならない。

２ 保護者等は、年間の給食費の額が、各月の給食費の額の合計額を超えるときは、前条第２号の控除した金額（当該金額が１００円未満のときは、切り捨てる。）を納入通知書を発送した日から１５日を経過する日までに納付しなければならない

ない。

3 町長は、第1項又は前項に規定する納期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

4 町長は、各月の給食費の額の合計額が、年間の給食費の額を超えるときは、前条第2号の控除した金額を、遅滞なく、還付しなければならない。

（給食費の額等の通知）

第7条 町長は、保護者等に対し、毎年の年度の初め（年度の途中から学校給食を提供する者にあつては、学校給食決定時）に、各月の給食費の額及び前条第1項に規定する納期限を通知するものとする。

2 町長は、第5条第2号の規定による控除した額及び前条第2項又は第4項の精算方法を、学校給食費の超過額（不足額）通知書（様式第4号）により、保護者等へ通知するものとする。

（給食の停止）

第8条 保護者等は、児童生徒等が病気、事故その他の理由により連続して6日以上給食の提供を要しない場合において、停止を希望する日の5日前までに学校給食停止申出書（様式第5号）に必要事項を記入し、町長に提出することにより給食を停止することができる。ただし、ふどうどう幼稚園及びこごた幼稚園にあつては、停止を希望する日の午前8時までに口頭による申出があつたときは停止することができる。

2 町長は、前項の申出があつたときは、速やかに給食の停止のための措置を講じ、学校給食停止申出書により給食を停止したときは学校給食停止通知書（様式第6号）により保護者等に通知することとする。

（給食の再開）

第9条 保護者等は、停止している給食を再開するときは、再開を希望する日の5日前までに学校給食再開申出書（様式第7号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の学校給食停止申出書により給食を再開する日を指定した場合において、当該日から給食を再開するときは、この限りでない。

2 町長は、前項の申出があつたときは、速やかに給食の再開のための措置を講じ、給食を再開するときは、学校給食再開通知書（様式第8号）により保護者等にあらかじめ通知するものとする。ただし、前項ただし書の場合にあつては、当該通知を省略することができる。

3 町長は、前条第2項の規定により、給食を停止したときは、停止した日数から5を減じた日数により第5条第2項を適用するものとする。

（給食の解約）

第 10 条 保護者等は、児童生徒等の転校、食物アレルギー、その他の理由により給食を解約するときは、解約を希望する日の 5 日前までに学校給食解約申出書（様式第 9 号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 当該年度の翌年 2 月までの間に前項の申出があったときの第 5 条第 1 号の給食費の額は、解約した日の属する月に係るものまでとする。

3 第 5 条第 2 号及び第 6 条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 1 項の規定により解約があった場合について準用する。この場合において、第 5 条第 2 号中「翌年 3 月」とあるのは「解約した日の属する月の翌月」と、「当該年度において」とあるのは、「当該年度当初から解約日までの間に」と読み替えるものとする。

（職員への給食の提供）

第 11 条 第 2 条、第 3 条及び第 5 条から前条までの規定は、条例第 2 条に規定する職員（以下「職員」という。）に給食を提供する場合に準用する。この場合において、第 2 条中「条例第 2 条に規定する児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の条例第 3 条に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）」とあり、並びに第 3 条及び第 6 条から前条までの規定中「保護者等」とあるのは「職員」と、前条第 1 項中「児童生徒等の転校」とあるのは「当該職員の転勤及び退職」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、様式に所要の修正を加えて使用することができるものとする。

3 第 1 項に規定する職員には、職員の勤務日又は勤務時間により職員が属する教育機関で給食が実施される日のうち特定する日に限り給食の提供を受ける職員（以下「特定日給食職員」という。）は含まれないものとする。

（特定日給食職員への給食の提供）

第 12 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、特定日給食職員に給食を提供する場合に準用する。この場合において、第 2 条中「条例第 2 条に規定する児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の条例第 3 条に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）」とあり、第 3 条中「保護者等」とあるのは「特定日給食職員」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、様式に所要の修正を加えて使用することができるものとする。

3 特定日給食職員は、給食の提供を希望する月ごとに給食提供日届出書（様式第 10 号）に給食の提供を希望する日を記入し、給食の提供を希望する月の前月の 20 日までに属する教育機関を経由して町長に提出しなければならない。ただし、届け出た給食提供日の 5 日前までに申出があったときは、当該給食提供日を取り消すことができる。

(特定日給食職員の給食費)

第 1 3 条 特定日給食職員は、単価に、届出に係る給食提供日 (学校給食が実施されなかった日を除く。) の日数を乗じて得た額を給食の提供を受けた月の末日までに納付しなければならない。

(臨時給食の対象者)

第 1 4 条 条例第 2 条第 2 項に規定する者 (以下「臨時給食の対象者」という。) は、次に掲げる者とする。

(1) 美里町が設置する小学校、中学校及び幼稚園 (以下「学校等」という。) に体験入学又は体験入園する者

(2) 学校等で教育実習を受ける者

(3) 学校等が実施する給食の試食を伴う行事に参加する者

(4) 学校等の PTA、保護者会等が実施する給食の試食を伴う行事に参加する者

(5) 社会教育法 (昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号) 第 1 0 条に規定する社会教育関係団体が実施する給食の試食を伴う事業に参加する者

(6) 宮城県教育委員会が実施する指導主事訪問に従事する者及び随行する者

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が提供することが必要と認める者

(臨時給食の申込み)

第 1 5 条 給食の提供を受けようとする臨時給食の対象者 (団体の場合にあっては、代表者) は、給食の提供を受けようとする日の 1 0 日前までに学校給食申込書 (臨時給食用) (様式第 1 1 号) を町長へ提出しなければならない。

(臨時給食の提供の決定等)

第 1 6 条 町長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、学校給食決定通知書 (臨時給食用) (様式第 1 2 号) により審査の結果を申込者に通知するものとする。

2 前項の通知をする場合は、臨時給食に係る給食費の納入通知書を合わせて送付するものとする。

(臨時給食の給食費の額等)

第 1 7 条 臨時給食の給食費の額は、単価に申込みに係る給食提供日 (学校給食が実施されなかった日を除く。) の日数 (団体にあっては、更に人数) を乗じて得た額とする。

2 臨時給食費に係る給食費は、町長が指定する日までに納付しなければならない。

(補則)

第 1 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに納付期限の到来した給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日の前日までに改正前の美里町学校給食費に関する条例施行規則(平成 2 7 年美里町教育委員会規則第 1 0 号)第 2 条の学校給食申込書又は学校給食申込書(教員用)を提出し給食の提供を受けた者は、この規則による給食の申込み及び給食の提供の決定があったものとみなす。

別表第 1 (第 5 条関係)

区 分		給食費の額
幼稚園	完全給食	3 , 5 0 0 円
小学校	完全給食	4 , 8 0 0 円
中学校	完全給食	5 , 5 0 0 円

備考

- 1 美里町学校給食調理施設条例(平成 年美里町条例第 号。以下「施設条例」という。)第 2 条に規定する北浦・中埴小学校給食共同調理場の学校給食を調理する者にあつては、小学校の給食費の額を適用する。
- 2 施設条例第 2 条に規定する南郷学校給食センターの学校給食を調理する者にあつては、中学校の給食費の額を適用する。

別表第 2 (第 5 条関係)

区 分		単 価
幼稚園	完全給食	2 3 5 円
小学校	完全給食	2 7 1 円
中学校	完全給食	3 3 3 円

備考

- 1 児童生徒に提供する給食に係る単価が、学校給食法(昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号)第 1 1 条第 2 項において保護者の負担とされている額を超えるときは、保護者の負担とされている額とする。
- 2 町長は、児童生徒等の食物アレルギー等の理由で給食の一部停止があったときは、一部停止した部分に係る単価を減額することができる。
- 3 別表第 1 の備考 1 及び 2 は、この別表について準用する。